

## 令和元年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第2号）

令和元年6月10日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 常任委員会議案付託
- 第 3 常任委員会請願付託
- 第 4 常任委員会陳情付託

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
- 日程第 2 常任委員会議案付託
- 日程第 3 常任委員会請願付託
- 日程第 4 常任委員会陳情付託

---

### 出席議員（17名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 片 桐 文 夫 | 2 番  | 平 山 清 海 |
| 3 番  | 遠 藤 保 明 | 4 番  | 林 晴 道   |
| 6 番  | 米 本 弥一郎 | 8 番  | 宮 内 保   |
| 9 番  | 高 木 寛   | 10 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 11 番 | 宮 澤 芳 雄 | 12 番 | 伊 藤 保   |
| 13 番 | 島 田 和 雄 | 15 番 | 伊 藤 房 代 |
| 16 番 | 向 後 悦 世 | 17 番 | 景 山 岩三郎 |
| 18 番 | 木 内 欽 市 | 19 番 | 佐久間 茂 樹 |
| 20 番 | 高 橋 利 彦 |      |         |

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者

|                    |         |                      |         |
|--------------------|---------|----------------------|---------|
| 市 長                | 明 智 忠 直 | 副 市 長                | 加 瀬 正 彦 |
| 教 育 長              | 諸 持 耕太郎 | 秘書広報課長               | 山 崎 剛 成 |
| 行 政 改 革<br>推 進 課 長 | 井 上 保 巳 | 総 務 課 長              | 伊 藤 憲 治 |
| 企画政策課長             | 小 倉 直 志 | 財 政 課 長              | 伊 藤 義 隆 |
| 税 務 課 長            | 石 毛 春 夫 | 市民生活課長               | 遠 藤 泰 子 |
| 環 境 課 長            | 木 内 正 樹 | 保険年金課長               | 在 田 浩 治 |
| 健康管理課長             | 遠 藤 茂 樹 | 社会福祉課長               | 仲 條 義 治 |
| 子 育 て<br>支 援 課 長   | 石 橋 方 一 | 高 齢 者<br>福 祉 課 長     | 浪 川 恭 房 |
| 商工観光課長             | 小 林 敦 巳 | 農 水 産 課 長            | 宮 内 敏 之 |
| 建 設 課 長            | 加 瀬 博 久 | 都市整備課長               | 加 瀬 宏 之 |
| 下 水 道 課 長          | 丸 山 浩   | 会 計 管 理 者            | 多 田 英 子 |
| 消 防 長              | 川 口 和 昭 | 水 道 課 長              | 宮 負 亨   |
| 庶 務 課 長            | 栗 田 茂   | 学校教育課長               | 加 瀬 政 吉 |
| 生涯学習課長             | 八 木 幹 夫 | 体育振興課長               | 花 澤 義 広 |
| 監 査 委 員<br>事 務 局 長 | 伊 藤 義 一 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 赤 谷 浩 巳 |

---

**事務局職員出席者**

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 高 安 一 範 | 事 務 局 次 長 | 池 田 勝 紀 |
|---------|---------|-----------|---------|

---

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 議案質疑

○議長（向後悦世） 日程第1、議案質疑。

議案質疑を行います。

議案第1号から議案第8号までの8議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてですが、議案書の9ページ、3款3項19節負担金補助及び交付金の説明欄1にございます母子父子福祉事業について質問をいたします。

この事業の目的と、この時期に臨時特別給付での予算計上でありますので、その経緯について具体的にお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 林議員の質疑についてお答えいたします。

本事業の目的と経緯について申し上げます。

国においては、住民税非課税対象の適用拡大を講じつつ、さらなる税制上の対応の要否等について、令和2年度の税制改正大綱において検討し、寡婦控除適用対象の結論を導くこととされております。

そのような経緯を踏まえ、臨時、特別な措置として、今年度に限って児童扶養手当受給者のうち、税制上の寡婦控除の適用を受けていない未婚のひとり親に対して給付金を支給することにより、未婚のひとり親に対する経済的な支援を行うことを目的として、市が実施主体

として本事業を実施するものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） その目的から、今回、補正予算となったという経緯ではありますが、それでは、この事業の中身について再質問いたしますが、本市の母子父子家庭、それから、対象者数、また対象者当たりの給付金額について具体的に伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 具体的な対象者数及び給付金の支給額と支給方法について回答いたします。

具体的な支給対象者は、令和元年11月分の臨時扶養手当の支給を受ける父または母で、基準日の今年10月31日において、これまで法律婚をしたことのない方などが対象となります。

今回、対象者数の算定は、平成31年1月の児童扶養手当の支給を受けた父または母のうち、平成30年度の課税状況で寡婦控除を受けていない方28名に、新規認定見込みとして平成31年2月以降基準日の10月31日までの方を12名加えて、合計40名の方を対象者として見込んでございます。

給付金の支給額につきましては、一般的に寡婦控除が適用された場合の控除額35万円に所得税の税率5%を乗じて算定した1万7,500円を1人当たりの支給額としております。

支給方法につきましては、7月下旬に対象者と思われる方へ通知を発送し、8月1日から申請受け付けを開始する予定です。令和2年1月上旬に支給決定通知を発送し、支払い日は令和2年1月10日の11月分児童扶養手当支払日に併せて、指定口座へ振り込む予定となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 給付に至る経緯等を聞きますと、今回1回限りの特別給付ということになりそうですが、その充足感などというものは、僕なんかにははかり知れないものがあるんですけども、このような母子父子福祉事業、その金額等、本市としてはどのように捉えているものなのか、担当課の見解を求めたい、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 担当課の見解といたしまして、今後、国の方向性として、税制そのものが改正され、これまでの法律婚をしたことのない、いわゆる未婚のひとり親に対しても寡婦控除が適用される方向性が示されていることから、今回限りの臨時特別給付金であると認識しております。

今後も、国や税制の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について質問いたします。

8ページ、3款1項1目社会福祉総務費のプレミアム付商品券事業であります。

消費税値上げに対する国での施策で商品券を発行するものと思います。この事業の具体的な内容についてお尋ねいたします。

政務報告でも2万5,000円分の商品券を2万円で売るとの説明でしたが、対象者、販売額、また、賃金として767万円と計上されていますが、その臨時職員の1人当たりの日額、人数、雇用期間についてお尋ねいたします。

当然、対象者は全市民でないので、販売での確認をどのように行うのか。また、現在消費税値上げが予定されていますが、仮にこの10月から消費税値上げがない場合も考えられるかと思います。そのような場合、どうなるのかお尋ねいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 令和元年度旭市一般会計補正予算8ページ、3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1のプレミアム付商品券事業の内容についてお答えいたします。

プレミアム付商品券事業は、本年10月から予定されている消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の方の消費に与える影響の緩和と、地域経済の活性化を図るため、市内の各取扱店舗において共通して使用できるプレミアム付商品券を、国の全額補助として実施するものです。

ご質問のプレミアム付商品券の購入対象者でございますが、所得の低い方と子育て世帯の方となります。所得の低い方については、平成31年1月1日現在の基準日において、本市の住民基本台帳に記録されており、令和元年度分の住民税非課税の世帯の方で、住民税課税者と生計同一の配偶者及び扶養親族、生活保護受給者等を除く方となります。

子育て世帯の方は、平成28年4月2日から本年9月30日までに生まれた子が属する世帯で、本年6月1日、7月31日、9月30日のいずれかの基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている方となります。

1人当たりの購入額でございますが、購入対象者1人につき額面2万5,000円までとなります。販売額は2万円で、プレミアム分として販売額の25%、5,000円分が上乗せされます。子育て世帯の方は対象児童数分が購入限度額となります。

プレミアム付商品券の販売に当たりましては、1枚500円券で、10枚を1セットとして、5,000円分を4,000円で販売する予定です。1セット当たりの販売額の25%、1,000円分が上乗せされ、購入対象者1人につき最大5セットまで購入することができます。

ご質問の賃金でございますけれども、767万円ですが、申請書の発送作業や受付事務などに係る臨時職員6人の賃金で、7月から翌年3月までの9か月分を見込んでいます。

臨時職員の日額ですが、7,300円、月で20日、4人分で9か月分を見込んでおります。そのほかに、時給の方2人、940円で6時間、月20日を見込んでおりまして、9か月を見込んでおります。その他に通勤手当として合計で767万円の内容でございます。

消費税の延期のご質問でございますけれども、国からは消費税率の引き上げ中止等についての情報や通知等は現在のところありません。購入対象者の方々がより多く利用していただけるよう準備を進めてまいりたいと思います。

準備に要する経費については、これまでの国の説明のとおり、全額、国庫補助が得られるものと理解しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 国の施策での事業で、全国どの市町村でも行われることかと思えます。

使用期間は10月1日から翌年3月31日までとのことですが、商品券を使用できる利用地域は自治体内の小売店とされています。

商店の件数と、商工会加盟店なのか、それ以外、大型商店、この旭市にも何店かあるかと思えますけれども、そこでも使用できるのかお尋ねいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、プレミアム付商品券の販売、それから利用のほうでございますので、私のほうからご説明いたします。

プレミアム付商品券につきましては、国のほうの指導もございまして、市内の小売店のみならず幅広く使っていただけるようにということでございますので、こちら、希望によりますが、通常の大型の量販店等もこれに加えて、あくまでも申請いただいて希望者ということでございますが、これらも含めての販売を予定しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 消費者の観点から考えますと、どこの商店でも使用できるような、今、課長が言ったように、使用できるのがメリットでないかなと私も思います。

国では、使用地域を商品券発行の自治体内の小売店と言っているということですから、市内全店で取り扱い、今、業者がやりますよということであればオーケーだという考えでいいんですかね。

（発言する人あり）

○1番（片桐文夫） 市内の、はい。分かりました。

また、その期限内に、そのプレミアム付商品券を使い切れなかった場合、その商品券の取り扱いについても併せてお尋ねいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、この使用期限でございますが、10月1日から販売しまして、来年3月31日まで使えますが、それを過ぎますと、それは使えないということになります。

以上です。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 発言の訂正をお願いします。

先ほど、林議員の再質問の回答の中で、具体的な支給対象者を、令和元年11月分の臨時扶養手当と言ってしまいましたが、児童扶養手当の間違いでございますので、訂正をお願いします。

○議長（向後悦世） 続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてお尋ねをします。

まず、8 ページ、電算システム運用事業。

幼児教育無償化のための電算業務委託料との説明でしたが、具体的な内容についてお尋ねをします。また、幼児教育無償化の対象年齢や対象者数についてお尋ねをします。

2 点目は、8 ページ、プレミアム付商品券事業でございますが、消費税値上げに対する国の施策で、全国の市町村でこのプレミアム付商品券が発行されます。低所得者に対する施策ですが、該当する方が必要な商店で利用できる商品券が一番だと思います。ただ、この商品券は自治体内の小売店での使用という制限がありますが、必要であれば、他の市でも使えるとあります。そこで、なぜ他の市でも使えるようにしないのかお尋ねをします。

また、市長は現在、東総広域市町村圏事務組合の管理者です。その組合の中で協議をして、組合内の市内で利用できるような考えはなかったのかお尋ねをします。

また、高齢者の買い物難民などの対策として、コンビニ等、どこでも使用できる商品券としての考えはないのかお尋ねをします。

次、3 点目ですが、9 ページ、母子父子福祉事業でございますが、児童扶養手当支給要件とは、児童とは何歳までが該当するのかお尋ねします。

また今回、未婚者を対象とした理由になっているわけでございますが、先ほど、林晴道議員の質問に対して40人という答弁がございました。そういう中で、この児童福祉法においての年齢は何歳なのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 高橋議員の質疑についてご回答いたします。

まず初めに、事業の内容ということでございますが、本事業は令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートに伴い、給食費の納付管理に関する口座振替処理の機能、公定価格算定機能及び制度改正に伴う各種様式の改正や追加業務等を対応できるよう、現在使用している子ども・子育て支援システムを改修する費用として、電算業務委託料720万円を事業費として計上させていただいたものでございます。

なお、財源といたしましては、事業費の720万円全額が子ども・子育て支援事業費補助金の対象として県より交付される見込みでございます。

続きまして、対象となる児童はどのような児童かということでございます。

無償化になる児童につきましては、3歳から5歳児につきましては全児童でございます。ゼロ歳から2歳児につきましては、生活保護世帯及び住民税の非課税世帯の児童が対象とな

ります。

あと、その対象となる児童の数でございますが、3歳から5歳児につきましては1,322人、こちら4月1日現在の人数でございます。同じく、ゼロ歳から2歳につきましては39名が無償化の対象となります。

続きまして、児童福祉法の児童とは何歳までかという回答につきましては、18歳が児童福祉法では児童となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 続きまして、未婚の臨時給付金につきまして、ご回答いたします。

すみません、以上です。

○議長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、プレミアム付商品券についてお答えいたします。

まず、他の自治体、他市でも使えないかというご質問だったと思いますが、こちら、本事業の目的でございますが、消費税の引き上げに伴い、所得の低い方また子育て世帯の消費に与える影響を緩和する。それから、地域における消費を喚起し、地域経済の活性化を図るとございます。

この商品券事業は全国各地で実施されるものと思います。私どものほうとしましては、旭市の消費喚起につながればということで、旭市内の店舗ということで限らせていただきたいと思います。

それと、高齢者も使えるようにコンビニとか近いお店も使えないかということでございましたが、もちろんコンビニのほうも今回は使えるように、これはあくまでもコンビニの希望をとってということになります。そちらも使えるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 市長。

○市長（明智忠直） 東総広域で首長間で話し合いをしたのかということでありますけれども、そのことについては話し合いはしませんでした。

原則、今、商工観光課長が言いましたようなことで、地域活性化のために市内でというような思いがありましたので、広域での話し合いは出ませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、8ページの電算システムの運用事業、2回目の質問をしますが、これ、全額県費での財源ですが、これらは県または国の施策なのかお尋ねをします。

また、このシステム改修は、どこの市町村でも行うのか。さらに、このシステムを活用して、いつから行うのか、併せてお尋ねをします。

そして、また現在、保育料金などは所得に応じて決定していると思います。そのような中で、今さらシステムを改修する理由をお尋ねします。

また、幼児教育無償化の事業効果と、無償化により保護者が支払っていた保険料、平成29年度の地方財政状況調査、別名決算統計によりますと、約2億2,000万円ほどの欠損額となっていますが、無償化になりますと、この2億2,000万円の金額がなくなります。そこで、この金額の財源措置はどのようになるのか。国、県、市の負担分についてお尋ねをします。

それから、次の8ページのプレミアム付商品券事業でございますが、購入できる要件がありますが、実際商品を購入できる方に引換券を渡し、商品券を購入すると思います。その後、購入した商品券を小売店で使用します。今回のプレミアム付商品券は、プレミアム率が25%で、最高購入額で5,000円が得するわけでございますが、商品券購入時の本人確認、それから使用時の本人確認、また、1家族で最高使用額は2万5,000円ですが、その金額の確認をどのようにするのかお尋ねをします。

次に、9ページの母子父子福祉事業でございますが、未婚での受給要件で、児童を養育している方が今回該当するわけですが、親権が父でも母でもどちらでもよいのか、また、私の知り得る範囲では、未婚の方が例えば市外に在住し、その児童を市内の祖父母が養育している場合は該当するのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） まず、（1）電算システム運用についての回答をいたします。

まず、補助金でございますが、県なのか、国なのかということで、国の補助金になります。子ども・子育て支援事業費補助金という補助金に該当になります。

あと、どこの市町村もこのシステム改修を行うのかという質問につきましては、県下ほぼどこの市町村も実施すると思われます。近隣でも銚子市、銚子市は今回まだ補正は組んでいないですけれども。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（石橋方一） すみません、銚子市や匝瑳市、あと横芝光町も実施すると聞

いております。

いつからということですが、今年10月からこの制度が施行されますので、10月の制度に間に合うようにシステムを改修したいと思っております。

無償化に伴いまして財源措置ということでございますが、今回の無償化に伴いまして、保育料が、当然、半年分減額になります。その影響額といたしまして、約1億200万円ほどの影響額が出てきます。そのほか、施設型給付費等の影響額を踏まえて、約1億1,400万円ほどの市といたしまして影響が出ます。今年度につきましては、その分、国が全額負担してくれるということになっております。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) 今年度につきましては保育料が2分の1、半分。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) はい、10月から無償化になっちゃうので。その分入ってこないということで。その影響額が、先ほど言いました1億200万円ということになります。

その後の負担につきましては来年度からということですかね。国が2分の1、県が4分の1、市町村が2分の1と。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) 4分の1となっております。

引き続き、(3)未婚の臨時給付金につきましてお答えいたします。

まず、今回の給付金、親権者である母または父でもいいのかということでございますが、まず今回、未婚ということで、法律婚をしていないことが前提となっております。基準日の10月1日に事実婚であっても対象となりません。ということで、子ども、その時点で、母……

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) すみません、法律婚をしていない者と事実婚をしていない者が対象になります。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) すみません。事実婚は対象になります。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) すみません、事実婚は対象になりません。

児童扶養手当をいただくということで、父及び母については、どちらでも対象になります。

(発言する人あり)

○子育て支援課長（石橋方一） すみません。

まず、対象になる方なんですけれども、今年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母ということと、基準日10月1日において、これまで法律婚をしていない者、また基準日において事実婚をしていない者。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（石橋方一） まず、父または母、どちらでも大丈夫です。

それと、10月31日現在で祖父が養育している場合も対象になります。10月31日現在で旭市にいる場合ですね。その後、市外に引っ越ししても……

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） ここで、10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） まず最初に、親権につきましてご回答いたします。

今回は、未婚のということになりますので、まず、結婚していないということです、親権については関係ございません。

続きまして、未婚の母が東京に住んでいて、子どもは旭市に住んでいると。祖母が養育しているということで、祖母がもらえるのかという件につきましては、まず、未婚の母親がその子どもに対しまして養育費を送っている場合、別居監護ということになります。その場合、母親が児童扶養手当の受給の対象になりますので、対象となります。

あと、祖母につきましては、別居監護していない場合、祖母が児童扶養手当をもらっていて、なおかつ未婚の祖母ということであれば対象になります。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時02分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） プレミアム付商品券についてでございます。

プレミアム付商品券の購入方法でございますが、購入の際には、商品券購入引換券が必要となります。所得の低い方については、市役所へ商品券購入引換券交付申請書の提出が必要となります。8月中に対象者の方へ申請書の発送を予定しています。申請書の受け付け審査後、市から購入引換券を発送する予定です。子育て世帯の方は税等の審査は必要ありませんので、直接、対象者の方へ購入引換券を発送する予定としています。

プレミアム付商品券を購入する際には、販売場所において購入引換券と運転免許証など身分確認できるものを提示して購入していただくこととなります。

なお、1人2万5,000円までですので、1セット5,000円、5回分まで時期をずらして購入することができます。1回購入するごとに購入済みのスタンプを押して本人に返すこととなります。

購入に当たっては、本人以外でも生計同一の家族であれば購入することができます。

また、購入者の確認については、運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証や学生証などで本人確認をとります。その他、家族以外の代理人であった場合には、委任状等の資料や口頭による関係性の説明を求めます。

なお、小売店での利用に当たっては、原則として確認することはありません。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） まず、未婚の母が東京に住んでいて、子どもが旭市に住んでいるという状況でございます。その子どもを祖母が養育している場合、該当になるのかという件につきまして、まず、基本的に、この未婚の母親が住所が東京にある場合、東京で申請していただきます。その母親が、まず、旭市に住んでいる子どもに養育費等を払っているということで別居監護をしている場合、申出書等を出していただくことで確認します。その場

合、母親に対して給付金のほうを支払いいたします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3回目の質問を行います。

電算システム運用事業、3回目の質問をします。

県内でも大部分の市町村が電算の改修を行っているということでございますが、具体的に何市町村がやっているのか。そういう中で、私は、今の電算システムもかなり金をかけているわけです。そういう中で、保育料なんか、みんな、所得に応じてやっているということになれば、あえて改修にこういう経費をかける必要はないと思うんですが、その辺をお尋ねをします。

それから次に、プレミアム付商品券。

役所からの引換券で商品券を購入するわけですが、以前にもあったように、転売などが予想されます。使用できる小売店が限られ、必要としない場合は購入しなくてもいいと考えますが、必要とする方がそれを該当者から購入することも想定されるわけでございます。そんな中で、この国の施策を有効活用するためにも、そのようなことがあってはならないと思うわけでございますが、この転売対策をどのようにするのかお尋ねをします。

それから、9ページの母子父子福祉事業でございますが、東京でも自主申請をする、東京で申請できるということでございますが、旭市でも、全て自主申請するのか、今、市内在住の方であれば。それとも、これは市の市民課ですか、その内容によって申請をするのか。

市内在住の方は、市から、あんたにはこれだけ出ますよということをやって、東京の人は自主申請。これでは不公平になっちゃうと思うんですよ。そういう中で、市外在住の方と市内在住の方、公平性を保つためにはどのようにするのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、電算システムの関係についてお答えいたします。

毎年、高いお金をかけて電算システムを管理していて、わざわざ、これ、改修する必要がないのではないかというお話がございましたが、今般の幼児教育と保育の無償化に関しましては、ちょっとシステムが複雑になっておりまして、例えば、今まで、公立の保育所では給食費を別に取りっているということはありませんでした。これが無償化になるんですが、無償化になるのは保育料の部分ということだけで、新たに給食費の徴収等が発生してまいります。

それですとか、公定価格の算定機能や制度改正による各種様式の改正ということで、こちらのシステムの改修は必要だというふうにご理解いただきたいと思います。

それと、中でできないのかという話でもあるかと思うんですけども、最近、法制度や事務処理の複雑化に伴いまして、電算システムも複雑化、高度化しております。専門職としてのシステムエンジニアでなければ、現在の電算システムの内容を書きかえることは難しいかと思います。

あと、県内でどれくらいの市町村が改修かけるんだということですけども、これはまだ、予算等出していないところもあるかもしれませんが、ほぼ全部がかけることになるかと思います。と申しますのも、国のほうで、今回、このシステム改修に対する各市町村の限度額というのを出してきております。それで、その数字に当てはめると、旭市につきましては1,390万円ほどの限度額と来ているんですけども、それを今般、参考見積もりをとりまして、720万円ということで行いたいということで、今回の予算の上程となりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） それでは、今回実施するプレミアム付商品券事業の譲渡や転売でございますけれども、国においては、今回実施するプレミアム付商品券事業の趣旨、目的を踏まえると、商品券は低所得者や小さな乳幼児のいる子育て世帯の消費に直接活用されることが望ましいということを言っております。

国としては、商品券の生計同一者を除く第三者への転売、譲渡は行わないよう国民に呼びかけてまいりたいという説明でございます。本市においても同様に理解しております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） まれにあるかどうか分かりませんが、1人の方が例えば50万円、100万円のそのような商品券を持ち込んで商品にかえるという事態がもしかしたら、万が一あるかもしれません。そのような場合は、あらかじめ商店と連携をとって対応してまいりたいと存じます。転売も同様にございます。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） （3）の質疑について回答します。

全て自主申請をするのかという件につきまして、このたび、11月分の児童扶養手当の支給

に当たり、8月から現況届の提出をお願いいたします。その際に、先ほど申し上げました該当されると思われる方28名につきましては、申請書のほう、書類のほうを併せて送付して行う予定でございます。

あと、公平性を保つためということでございますが、そのほか該当をされると思われる方がいる場合のために、広報等で周知する予定でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第8号、専決処分の承認についてであります。こちらは国民健康保険税条例の一部改正についての質問をいたしたいと、そのように思います。

この改正は、低所得者に対する国民健康保険税の対象世帯を拡大するというようなことが補足説明でございましたが、現在、国民健康保険税の算定作業中であるとは思いますが、対象となる世帯数、それから、軽減される額がどの程度であるのか、分かる範囲でお答えいただきたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの質疑に対しまして答弁を申し上げます。

現在、令和元年度の国民健康保険税の算定については算定中でございますので、概算数値ということでご理解をいただきたいと思います。

今回の改正による影響について、その世帯数と軽減額ということでございますので、5割軽減世帯が23世帯増、1,377世帯、2割軽減世帯が21世帯増、1,144世帯で、金額といたしまして、全体で160万円ほど軽減額が増える、そういう算定の見込みでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） よく分かりました。

補足説明では、所得基準額の加算の微増だとか、そういうような複雑なちょっと話であったもので、なかなか理解がしづらかったんですが、金額を聞くとよく分かります。

また、今回の改正に伴いまして、本市の国民健康保険、国保会計に与える影響というのは、どのようなことが考えられるものなのか、担当課長に伺いたいと、このように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの国民健康保険税に与える影響額ということで、これ、軽減されるわけですので、当初課税よりも均等割、世帯割が2割、5割軽減されますので、そ

の影響額に対しまして、今、ただいま160万円ということで答弁させていただきました。

それに対しましての財源措置といたしまして、保険基盤安定負担金というのが交付されます。これが、県から4分の3、市が4分の1と、そういう程度の補填額がございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 国民健康保険税は財政健全化を目指して、2018年度にその運営を都道府県に移しました。しかしながら、全国を見れば、多くの自治体が一般会計からの繰り入れで赤字を穴埋めしながら保険料を据え置いたりとか、下げたりする状況が続いているとの新聞報道もございます。依然として公費依存体質から抜け出せないようでありますね。

今回の改正は本市の国保会計への影響は少ないようですが、今後もしっかりとした健全運営に努めていただきたい、そのようにお願いしたいのですが、今、担当課長から大きくうなずいた返事がありましたので、これで質問を終わります。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

---

## ◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（向後悦世） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第8号までの8議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

1、議案の表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、6月19日までに審査終了されますようお願いいたします。

---

## ◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長（向後悦世） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第2号、請願第3号の2件であります。  
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 配付漏れのないものと認めます。

これより、常任委員会に請願を付託いたします。

請願第2号、請願第3号の2件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、  
請願の表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

---

#### ◎日程第4 常任委員会陳情付託

○議長（向後悦世） 日程第4、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第4号の1件であります。  
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第4号について、お手元に配付してあります付託議案等分担表3、陳情の表のとおり、  
所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、6月19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は12日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時24分